

## 2 栄養関係

平成 21 年度末現在の「給食施設」は 84,613 施設となっており、そのうち「特定給食施設」は 47,432 施設（56.1%）で、「その他の給食施設」は 37,181 施設（43.9%）となっている（表 3、図 4）。

特定給食施設の「指定施設」は 2,773 施設（3.3%）となっている（図 4）。

「特定給食施設」の種類別構成割合でみると、「学校」（34.6%）が最も多く、次いで「老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設」（31.4%）、「病院・介護老人保健施設」（17.5%）の順となっている（図 5）。

表 3 給食施設数の年次推移

各年度末現在

	給食施設	特定給食施設							その他の給食施設	
		指定給食施設	学校	病院・介護老人保健施設	老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設	事業所・寄宿舎	一般給食センター	その他		
平成 17年度 (2005)	83 271	46 708	16 628	8 167	13 829	7 161	460	463	36 563	
18年度 ('06)	84 291	47 472	16 844	8 301	14 229	7 186	457	455	36 819	
19年度 ('07)	84 779	47 497	16 615	8 300	14 605	7 026	465	486	37 282	
20年度 ('08)	84 486	47 102	16 257	8 224	14 632	6 958	464	567	37 384	
21年度 ('09)	84 613	47 432	16 423	8 292	14 884	6 846	424	563	37 181	
対前年度	増減数	127	330	166	68	252	△ 112	△ 40	△ 4	△ 203
	増減率 (%)	0.2	0.7	1.0	0.8	1.7	△ 1.6	△ 8.6	△ 0.7	△ 0.5

図 4 特定給食施設・その他の給食施設別施設数

平成 21 年度末現在

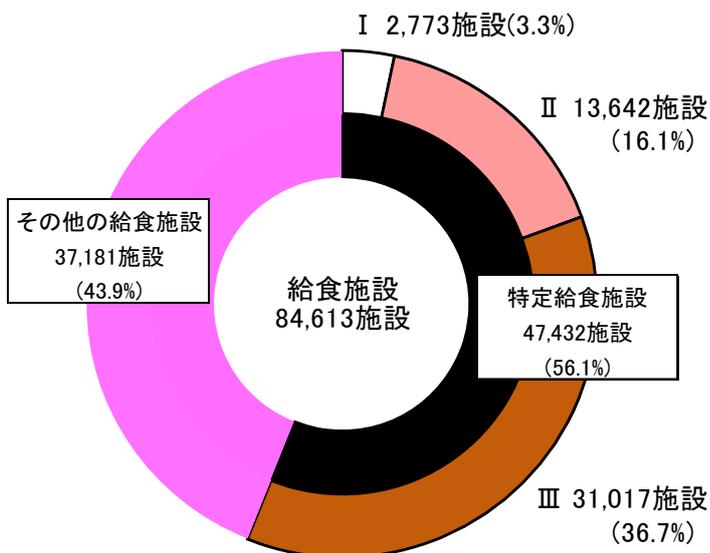
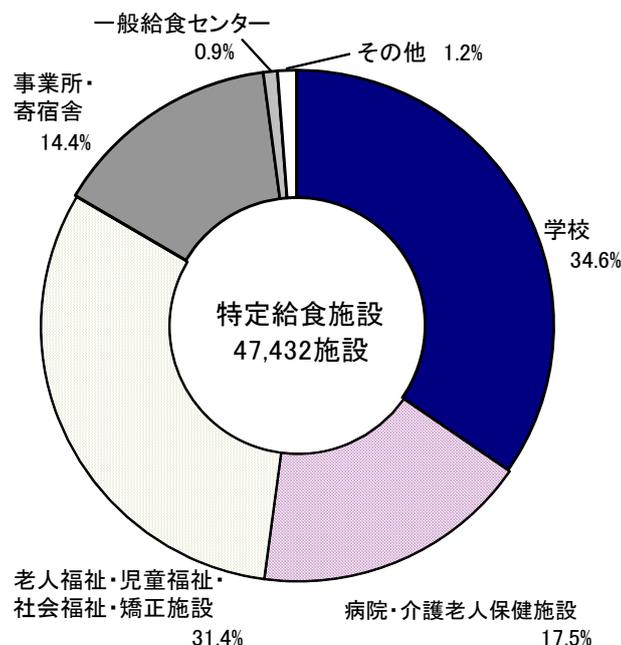


図 5 特定給食施設の種類別構成割合

平成 21 年度末現在



特定給食施設の3分類

I 指定施設

「指定施設」とは、医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの又はそれ以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するものうち、都道府県知事が指定している施設をいう。

II Iを除く、1回300食以上又は1日750食以上

III I、IIを除く、1回100食以上又は1日250食以上